

市民提案型ごみ減量活動等補助金

～ごみの“減量”と“再資源化”に繋がる多様な活動を、補助率10/10（全額）で支援します～

市民、自治会、企業や各種団体が、自主的・主体的に取り組むごみの減量と再資源化につながる活動を支援します。多様な活動を効果的に支援するため、活動の範囲や内容、事業費の規模などにより3つのメニューを用意しています。

例えば

業務用生ごみ処理機で“生ごみゼロ”の地域をめざしたい。

地域でごみ収集拠点をパトロールするユニフォームを作りたい。

不要になった学校の制服を取りまとめて、必要な人に譲りたい。

家具やおもちゃを修理する病院（おもちゃの病院）を始めたい。

ご相談
ください。

《メニュー》

《補助額等》

減量先進的モデル	市全域への展開や民間事業者を巻き込んだ取組みのモデルとなるごみ減量や再資源化に向けた活動が対象です。	補助率：10/10 上限額：30万円 ※特に必要性が高い事業は、上限額の特例があります。
減量地域内ごみ等活動	自治会や地域住民の団体が、分別の徹底やリユースなどにより、地域内のごみの減量を目指す継続的な活動が対象です。	補助率：10/10 上限額：10万円
ふれあい地域型収集	ごみ出しが困難な世帯と自治会等が協定を締結し、地域の助け合いでごみ出しを支援する活動です。	1世帯あたり 3千円/月 注) 随時受付

募集期間

4月10日（月）から
6月23日（金）まで

注) 「地域型ふれあい収集」は、上記に関わらず随時、受付けています。

この事業は、家庭系可燃ごみ有料指定袋制の収益を活用しています。

1 補助事業の目的

～ごみの減量や再資源化につながる
いろいろな“やってみたい”を応援します～

木津川市では、ご家庭から出るごみの減量と再資源化を進めるため、平成30年10月1日から、可燃ごみの有料化を始めました。

有料化によって、一定のごみ減量効果が期待されますが、更なる効果を高めるため、有料化の収益を活用し、市民の皆さんが中心となって自主的・主体的に取り組む、多様なごみ減量等の活動を支援します。

2 補助金の対象者（受けられる方） ※詳しくは、「募集要項」を参照

受けられる（○）

- ① 市民が組織する団体
- ② 自治会等の地域団体
- ③ NPO等の各種団体
- ④ ①～③が組織する団体
- ⑤ 企業と①～③が組織する団体

受けられない（×）

- ① 個人
- ② 単独の企業
- ③ 特定の政治・宗教・思想等に関わる団体
- ④ 特定の公職者や政党を支持すること等を目的とする団体

注意) 「市民」には、木津川市に通勤・通学する方を含みます。

3 補助金の対象となる事業

3-1 先進のごみ減量モデル・地域内ごみ減量等活動

ごみの減量と再資源化につながる全ての事業(活動)が対象です。

例えば

余分な食品を必要な方へつなぐフードバンクを始めたい。

古布を使った手芸教室や廃食油を使った石鹸づくりを広めたい。

災害時のためにもオムツを使わない育児を広めたい。

スーパーと連携して試験的に食品トレー等の削減に取り組む。

楽しくごみの減量や再資源化を学べる教材(ゲーム)を作りたい。

定期的にフリーマーケットや不用品の譲渡会を開催したい。

イベントの模擬店でリユース食器を使用してごみを減らしたい。

きっかけや目的は“ごみ”でなくても、
結果的にごみの減量や再資源化につながれば、
補助金の対象になる可能性があります。

3-2 地域型ふれあい収集

地域型ふれあい収集は、定額(3千円/世帯/月)での支援です。
自治会等の団体と高齢者世帯等でご自身でのごみ出しが難しいご家庭が協定を結び、ごみ出しや安否確認を実施する取り組みが対象です。

補助金の採択には審査があります。詳しくは「6 審査の視点」をご覧ください。

4 補助金の対象となる経費

補助対象事業に直接必要な幅広い経費が対象になります。

対 象 (○)	対 象 外 (×)
旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、広告費、手数料、保険料、使用料及び賃料、原材料費、備品購入費、委託料及び工事請負費、その他諸費 ※4月1日まで遡って申請できます。	× 団体運営の経常的な経費 (人件費、電気代、ガソリン代等) × 個人給付的な経費 (景品、参加賞、返礼品等) × 食糧費 × 不動産取得費、補償費

注意) 委託料と工事請負費の合計額は、総事業費の1/2までが補助対象です。

5 申請の方法

各メニューともに申請方法は同じです。

また、申請の手引き(募集要項)と申請様式は共通です。

(1) 提出書類等

申請の手引きと申請様式は、市ホームページ又はまち美化推進課窓口でお受け取り下さい。

(2) 申請方法と期限

申請方法：まち美化推進課まで持参又は郵送してください。

申請期限：令和5年6月23日(金)

注意) 「地域型ふれあい収集」は、上記の期限後も随時受付けています。

6 審査の視点等

補助金の交付は、木津川市廃棄物減量等推進審議会の審査結果を参考に、市長が決定します。

項 目	先進的ごみ減量モデル	地域内ごみ減量等活動	地域型ふれあい収集
審査方法	提案審査	書類審査	書類審査
審査内容	申請者が事業内容を発表し、対話型の審査を実施します。	提出された申請書類により審査を実施します。	提出された申請書類により審査を実施します。
審査の視点 (重視する事項)	・事業の先進性 ・事業の独自性 ・事業の広がり ・事業の実現性 等	・事業の実現性 ・事業の継続性 ・減量等の効果 ・住民の主体性 等	・事業の必要性
審査の時期	7月中	7月中 ※申請者の出席は不要です。	随時審査 ※申請者の出席は不要です。
採択予定件数	5件程度	3件程度	—

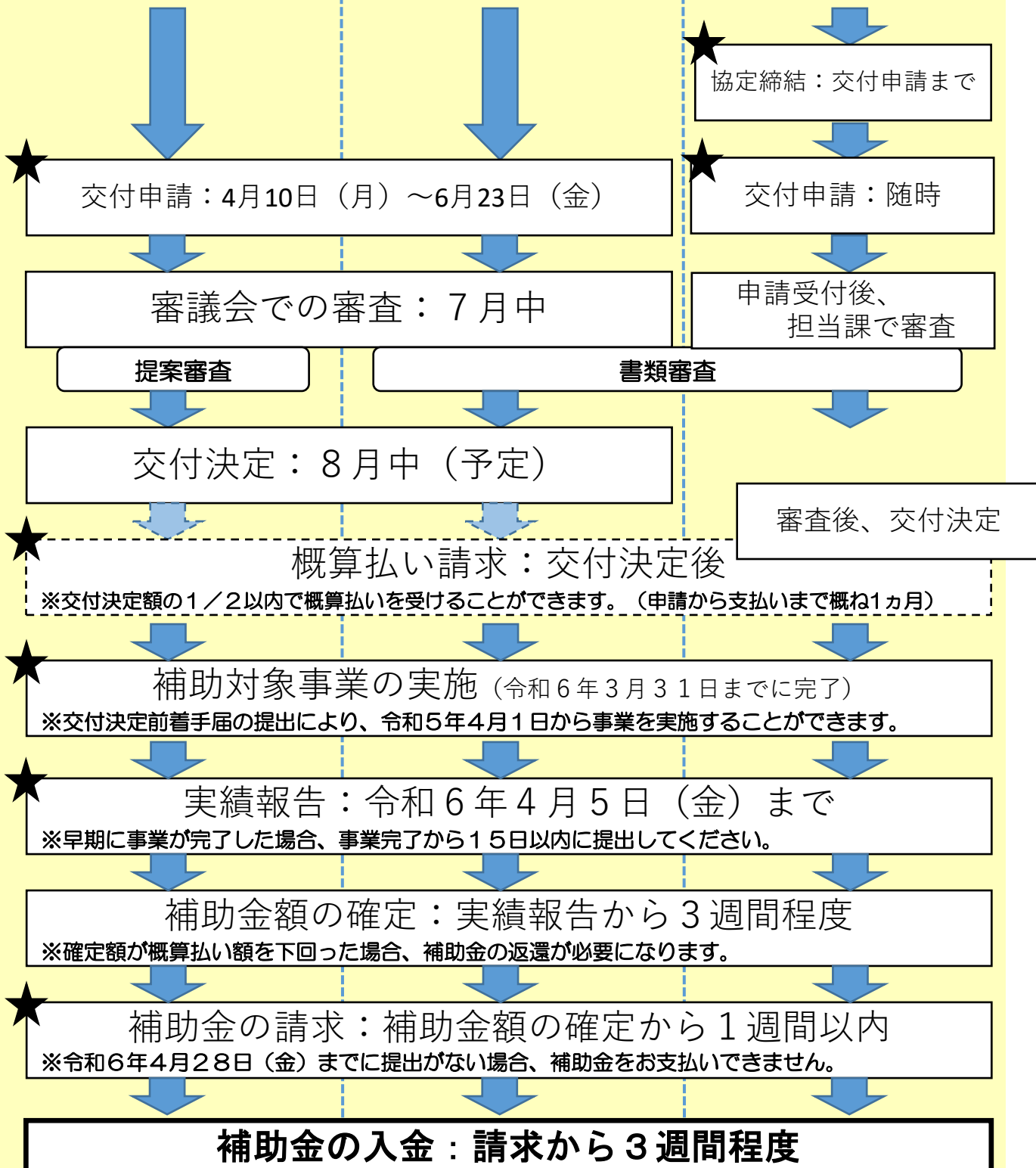
注意) 「先進的ごみ減量モデル」は、必ず提案審査への出席が必要です。

先進のごみ減量モデル

地域内ごみ減量等活動

地域型ふれあい収集

事前相談：随時受付（まち美化推進課へ）



【お問合せ】 まち美化推進課

〒619-0286 木津川市木津南垣外110-9

電話：0774-75-1215

FAX：0774-72-3900

メール：machibika@city.kizugawa.lg.jp